



総合健康診査と特定健康診査を受けましょう

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

「忙しくて暇がない」「健康だから大丈夫」と健診を後回しにしていますか？健診を受診しないと、体からの危険信号を見落とす可能性があります。生活習慣を見直す機会に、ぜひ、町の健診をご活用ください。

健診結果は体からのメッセージ

高血圧や脂質異常、高血糖などの生活習慣病は自覚症状がほとんどなく、知らず知らずのうちに進行していきます。進行した状態から治療を受けるよりも、早い段階から生活習慣改善や、治療に取り組んだ方が、治療費や通院にかかる時間、心身にかかる負担も軽減できます。

病気の早期発見のため、年に1回「特定健診」を受けましょう。特定健診では、血圧や脂質、血糖値、尿酸値、腹囲などから、体が出す病気のサインを早期に発見することができます。

また、健診は、治療中の人も対象です。結果をかりつけ医に見てもらい、指導を受けてください。

特定健診の検査項目

問診、身体計測、血液検査、尿検査、血圧測定など

■対象者

40歳以上の国民健康保険被保険者と後期高齢者医療被保険者

■日程

①総合健診(特定健診+がん検診のセット)5月末～6月上旬

②特定健診のみ(医療機関)

6～12月

■申込方法

3月中旬に対象者に送付する健診申込書に必要事項を記入し、返信用封筒で返信するか、インターネットでお申し込みください。

※感染症対策のため、インターネットでの申し込みにご協力ください。

※案内が届かなかった対象者はご連絡ください。

■申込期限 3月31日(水)

※町が実施するその他の各種健康診査(予定)は、3月下旬に配布する健康カレンダーに掲載します。対象者には事前にご連絡します。



第6期総合計画基本構想(素案)を町長に答申 第5回総合計画策定審議会

総合政策課 企画政策係 ☎(232)2112

第5回総合計画策定審議会を2月10日に菊陽町の森防災広場防災備蓄棟で開催しました。

会議では、冒頭に、第6期総合計画基本構想(素案)について、審議会の会長である明石照久熊本県立大学名誉教授から後藤町長へ答申書が手渡されました。

答申にあたり明石会長は「多くの人の思いがこもった内容となりました。ぜひこれからの町政に生かしていただく。」と話しました。

第6期菊陽町総合計画基本構想は令和3年度から12年度までの10年間のまちづくりの方向性を示す計画で、今後3月議会で諮られる予定です。



答申書を後藤町長に渡した明石会長(左)



審議会ではさまざまな意見が交わされました

また、答申に続けて行われた審議では、1月22日の第4回審議会に引き続き、残る前期基本計画(令和3年度から7年度までの5年間の各分野の基本施策を定める計画)についての審議が進められました。今回の審議では、小学校区ごとのまちづくりの構想である「校区別計画」の素案も示され、意見が交わされました。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響で住民懇談会などが開催できない中、基本計画(素案)の意見募集についても、区・自治会からも個別に意見を伺うなど、より多くの意見を反映できるよう取り組むことが諮られ、了承されました。

第6期菊陽町総合計画前期基本計画(素案)に関する意見を募集しています

町では、令和3年度から7年度までの5年を期間とする第6期総合計画前期基本計画の策定を進めており、校區別計画を含めた基本計画(素案)について、意見の募集を実施しています。計画づくりの参考にさせていただくため、多くのご意見をお待ちしています。

■募集内容

第6期菊陽町総合計画前期基本計画(素案)への意見

■提出資格 町民

※「町民」とは町内に住所がある人、町内に通勤通学をしている人、町内に事務所・事業所がある人、町内でコミュニティ活動などを行っている個人・団体をいいます。

■募集期限 3月16日(火)

■提出書類 意見提出用紙(様式)

■提出方法

①電子メール: sogoseisaku@town.kikuyo.lg.jp

②郵送: 〒869-1192(住所不要)

菊陽町役場 総合政策課

③持参

④FAX(232)4923

※住所、氏名、電話番号を明記してください。

■参考資料の入手方法

町ホームページからダウンロードできるほか、役場総合政策課、総合案内、西部支所、各町民センターなどでお渡しします。

■意見などの取り扱い

いただいた意見は、意見のまとめりに町の考え方を公開しますが、個別には回答しませんので、あらかじめご了承ください。

意見募集の際にご記入いただく個人情報は、意見の募集における内容の確実性を担保する目的で収集するものであるため、目的以外には利用しません。

■問い合わせ

総合政策課 企画政策係

☎(232)2112

成年年齢引き下げ後も20歳を対象に成人式を開催します

令和4年4月1日から民法の定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられますが、引き下げ後も20歳を対象年齢として式典を開催します。なお、式典名称は、今後検討していきます。

■対象者を20歳にした主な理由

①飲酒、喫煙などは20歳になるまで禁止されることから、改めて成人としての自覚を促すことが望ましいため。

②18歳を対象とした場合、進学や就職準備などと重なり、本人や家族の負担が大きくなる恐れがあるため。

■問い合わせ 生涯学習課 ☎(232)4917

ふれあいの森さくら祭りは中止します

3月27日(土)に開催を予定していました「第13回ふれあいの森さくら祭り」は、実行委員会で検討した結果、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止することに決定しました。

楽しみにしていた皆さんにおかれましては、安全を最優先に考えての決定にどうかご理解いただき、来年以降の開催にご支援、ご協力をお願いします。

■問い合わせ

ふれあいの森研修センター ☎(233)1080

菊陽町人権教育・啓発基本計画の改訂 菊陽町人権擁護審議会から答申書が提出されました

菊陽町人権擁護審議会(熊本学園大学元教授 大江正昭^{おおいま}会長)は1月21日、町長に「菊陽町人権教育・啓発基本計画」の改訂についての意見をまとめた答申書を提出しました。大江会長は「計画の目標である『人権を尊重する社会づくり』を目指して、人権教育・啓発の推進が図られることを期待します」と話しました。



答申書を手渡す大江会長(左)

■問い合わせ 人権教育・啓発課 人権教育・啓発係 ☎(232)2113